

愛知県広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の県の保有する資産（県のホームページを含む。以下「県有資産」という。）を民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載し、又は掲出する媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。
(広告掲載)

第2条 県有資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上を図るために行うものとする。

2 広告掲載は、当該広告掲載に係る県有資産を所管する局長（愛知県公有財産規則（昭和48年愛知県規則第23号）第2条第1号に掲げる局長をいう。以下同じ。）が実施するものとする。

3 局長は、広告掲載を実施しようとするときは、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 広告の種類及び規格
- (2) 広告掲載料又は広告掲載料に係る予定価格
- (3) 広告の選定方法
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、局長が必要と認める事項

(広告掲載の対象)

第3条 局長は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 局長は、広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告が前項の広告掲載の対象としてはならない広告でないものであっても、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係

るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (8) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

- 3 第1項各号に掲げる内容に係る基準は、必要に応じ総務局長が別に定める。ただし、広告掲載に係る県有資産の性質により、当該基準によりがたい場合には、局長は、総務局長に協議のうえ、別の基準を定めることができる。

（審査機関）

第4条 広告が広告掲載の対象となるかどうかを審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び別表に掲げる委員で組織する。
- 3 委員長は、総務局総務部総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する課又は室の長を臨時委員に指名することができる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、局長が広告掲載を実施するに当たり、当該広告が広告掲載の対象となるかどうかについて疑義が生じた場合であって、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 審査会においては、委員長が議長となる。
- 3 審査会は、委員長（委員長に事故があるときは、その職務を代理する者）並びに委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審査会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審査会は、その会議に、広告掲載に係る県有資産を所管する課又は室の長を出席させ、その説明又は意見を求めるものとする。

6 審査会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

政策企画局広報広聴課長

総務局総務部法務文書課長

総務局総務部情報政策課長

総務局財務部財産管理課長

県民文化局県民生活部県民生活課長

県民文化局県民生活部社会活動推進課長

県民文化局県民生活部人権推進課長

都市整備局都市基盤部公園緑地課長